平成２２年（フ）第１８６４号
堺市堺区甲斐町西１丁２―25　カイザ36505号、住民票上の住所堺市堺区大町東３丁２番６号
債務者　伊津美ビルＫＫこと　枡田　克義
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
大阪府羽曳野市野々上５丁目２番２号
債務者　寺岡　　悟
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
和歌山県田辺市高雄１丁目２番37号
債務者　生善本店卸部こと　和田　榮一
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　良原　栄三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第７号
山梨県南都留郡西桂町倉見550番地　町営月夜の平団地１―306
債務者　土屋美千代
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８２３号
堺市南区若松台１丁４番17―210号
債務者　河野　昌巳
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７２６号
大阪府松原市天美西１丁目18番４―402号
債務者　谷　　宣子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９６９号
大阪府松原市三宅西４丁目585番地の１
債務者　中島興業こと　中島　佐寿
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０７０号
堺市東区日置荘原寺町424番地11　レオパレス萩原天神107号、前住所堺市東区南野田439番地14
債務者　岸澤　弥生
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
堺市南区高倉台１丁３番３―506号、前住所大阪市東成区神路１丁目12番８―305号
債務者　磯野　信浩
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　２―213号
債務者　加島みゆき
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
堺市南区鴨谷台３丁２番13―210号
債務者　角谷　昌彦
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
堺市北区北花田町４丁96番地２
債務者　清水　忠行
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目３番36―102号
債務者　小城　吉江
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
香川県さぬき市志度2487番地１
債務者　藤岡　　彩
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第６５号
香川県高松市三条町224番地８
債務者　藤原　雄太
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第６６号
香川県高松市川島東町578番地15
債務者　亀田　絹代
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７４号
香川県高松市勅使町279番地１サンマリービル301号
債務者　宮治　朝彦
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係